

# 騒音・振動・悪臭に係る規制地域 及び規制基準の見直しについて

熊本県環境生活部環境保全課 H21.8

# ～ 説明の内容 ～

見直し事項



これまでの経緯



規制地域等見直しの内容

騒音環境基準

騒音規制

振動規制

悪臭防止

# 見直し事項(平成21年5月1日施行)

1. 騒音に係る環境基準の類型あてはめについての見直し
2. 騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例(以下「騒音規制法等」という)に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定についての見直し
3. 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定についての見直し

# 見直し予定事項 (平成21年中の施行予定)

## 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制 基準の設定についての見直し

悪臭の規制地域に関しても、騒音・振動と同様に見直し作業を実施し、見直し後は県内全域が規制地域となる予定ですが、規制適用までの猶予期間が1年(騒音・振動は3年)と短いこと、様々な事業者に関わる規制であること等を考慮し、告示・施行は平成21年度後期を目途に延期することとしました。

## これまでの経緯

H19年6月：市町村に基本方針見直しに関するアンケート調査を実施

H19年8月～9月：基本方針見直しの概要案を策定し、市町村及び県庁関係各課に意向調査実施

H19年10月上旬：基本方針素案の決定

H19年10月24日：見直し基本方針案環境審議会へ諮問

## これまでの経緯 その2

H19年12月：審議会検討後の基本方針に関して、パブリックコメントにより県民から（意見聴取期間1ヶ月）意見聴取（併せて報道発表実施）

H19年12月：市町村長への意見照会

H20年2月20日：審議会の開催、答申後、基本方針の決定

H20年5月：市町村に対し、説明会開催（基本方針説明、作業説明）

H20年6月下旬～8月下旬：各市町村担当者と規制地域・規制基準等の見直しに関するヒアリング

## これまでの経緯 その3

H20年9月下旬～11月上旬:協議継続中の市町村と見直し内容調整

H21年1月中旬:全ての市町村長が規制地域・規制基準等の見直し最終案を県に提出。

県にて内容検討後見直し案を策定

H21年1月下旬～2月中旬:見直し県案を県庁内関係部に意見照会。

H21年1月下旬～2月上旬:見直し内容を関連業界団体に周知。

H21年2月下旬～3月上旬:見直し県案を市町村に意見照会

# これまでの経緯その4及び今後の予定

H21年3月上旬:見直し内容について関連業界事業者に向けた説明会実施

H21年3月末:関連業界事業者に向けて騒音・振動に係る見直し後の規制地域の5月1日施行及び悪臭規制見直し延期について周知

H21年4月7日:騒音・振動に係る見直し後の規制地域について知事決裁後、県公報掲載告示

H21年5月1日:騒音・振動に係る見直し後の規制地域について施行

H22年2月頃:悪臭に係る見直し後の規制地域・規制基準について施行(あくまでも現時点での予定)

規制による勧告・命令の適用(基準が厳しくなる場合も含む)  
には、3年間(悪臭・条例騒音1年間)の猶予期間



# 地域規制等見直し内容

県で定めた基本方針(H19年度にパブリックコメント実施後、県環境審議会による審議・答申により制定)を基にして、各市町村と協議後決定

騒音に係る環境基準

騒音規制

振動規制

悪臭規制

# 騒音・振動・悪臭の規制等について

## 騒音

- ・騒音に関する環境基準
- ・騒音規制法における特定工場等(金属加工機械等の法律で定められた施設を有する工場・事業場)への規制
- ・騒音規制法における特定建設作業(くい打ち等の法律で定められた作業)への規制
- ・騒音規制法における自動車騒音への要請限度
- ・県環境生活保全条例における特定工場、特定作業(条例で定めた板金等の作業)、特定建設作業、拡声機等に関する規制

## 振動

- ・振動規制法における特定工場等(金属加工機械等の法律で定められた施設を有する工場・事業場)への規制
- ・振動規制法における特定建設作業(くい打ち等の法律で定められた作業)への規制
- ・振動規制法における道路交通振動への要請限度

## 悪臭

悪臭防止法による規制

# 騒音環境基準

(1) 基準について  
今回変更無し

(2) 類型指定について  
次ページの通り

用途地域毎の区分表(変更無し)に原則従って類型指定



用途地域等	環境基準の類型
特に静穏を必要とする療養施設等が集合して設置されている地域	AA類型
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	A類型
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	B類型
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域外 工業地域 工業専用地域	C類型
臨港地域、無人島	対象外

静穏



大部分の市町村が基本方針に沿った用途地域 = 類型指定の対応表通りの指定(旧指定も大部分の地域で対応表通り)。



旧指定においては、一部市町村において

用途地域外の地域で、集落がほとんど無い山間部、海岸部についてB類型と指定されている地域

用途地域外の地域で、指定理由が不明な一部の地域(特に騒音問題無し)に環境基準B類型が指定されている地域

については、当該市町村との協議の結果、騒音規制の本来の目的(人の生活環境保全)、県全体のバランス・公平性から、原則通りの環境基準C類型とした  
(例外有り:次ページに記載)

例外指定として、

用途地域外の一部地域及び風致地区(A類型対応の用途地域はA類型指定)をB類型指定

**熊本市**

工業地域指定域の数地域及び風致地区をB類型指定

**八代市**

用途地域外の全域をB類型 **水俣市**

第2種住居地域で娯楽・レクリエーション地区に設定されている地域は現行通りC類型 **荒尾市**

# 騒音環境基準の類型指定方法の変更

## 用途地域と類型指定の連動

環境基準の類型の指定は、



これにより、用途地域が変更すると類型指定も自動変更

ただし、用途地域指定が出来ない場合は、大字、町単位、工業団地名等の名称によって指定。

# 騒音規制

(1) 基準について  
今回変更無し

(2) 規制地域の指定について

次ページの通り

用途地域毎の区分表(変更無し)に原則従って規制地域を指定

厳しい基準



用途地域等	騒音の規制地域	
	工場	建設作業
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種	第1号
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域外	第3種	
工業地域 工業専用地域	第4種	第2号
臨港地域、無人島	必要な場合 第4種	必要な場合 第2号

大部分の市町村が基本方針に沿った用途地域 = 規制地域の対応表通りの指定(旧指定も大部分の地域で対応表通り)。



旧指定においては、一部市町村において

用途地域外の地域で、集落がほとんど無い山間部、海岸部について2種区域と指定されている地域

用途地域外の地域で、指定理由が不明な一部の地域(特に騒音問題無し)に2種区域が指定されている地域

については、当該市町村との協議の結果、騒音規制の本来の目的(人の生活環境保全)、県全体のバランス・公平性から、原則通りの3種区域とした

(例外有り:次ページに記載)



例外指定として、

用途地域外における工業団地の規制緩和(第3種 第4種)

菊池市、山鹿市、宇土市、苓北町

第3,4種区域においては、学校・保育所・病院・図書館・  
特別養護老人ホームの周囲を規制強化(5db) 菊池市

工業地域・準工業地域の一部地域について規制維持もし  
くは規制強化 荒尾市(維持)、水俣市(維持)、八代市(強  
化)

臨港地区について規制区域指定 熊本市、八代市

用途地域外の一部地域を第2種指定維持 熊本市

用途地域外の一部区域の第2種指定維持 宇土市

用途地域外の全域を第2種指定 水俣市

第1種-3種、第1,2種-4種隣接域についてはその境界か  
ら第3,4種区域側に50m幅の緩衝域(中間の規制区域)

熊本市、八代市、水俣市

## 騒音規制法・条例に基づく特定工場等・特定作業における騒音の規制基準

時間 区域	昼 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から午前8時 まで 夕 午後7時から午後10 時まで	夜 午後10時 から 翌日の午 前6時まで
第1種区 域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区 域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区 域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区 域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

規制基準は、敷地境界線で適用されます

## 騒音規制法・条例に基づく特定建設作業に関する騒音の規制基準

区域 規制種別	1 号 区 域	2 号 区 域
基準値	85デシベル	
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内 でないこと	午後10時～午前6時の時間内 でないこと
1日当たりの 作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

## 騒音規制 規制地域指定方法の変更

騒音規制地域の指定は、



これにより、用途地域が変更すると規制地域も自動変更

ただし、用途地域指定が出来ない場合は  
大字、町単位、工業団地名等の名称によって指定。

## 規制適用の猶予

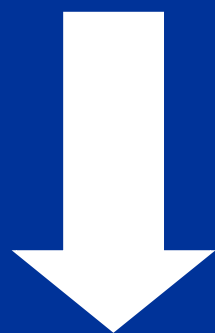
騒音の特定工場等に係る規制地域に新たに指定された場合及び規制変更に伴い規制基準が厳しくなった場合、既に立地している特定工場等については、3年間は法による改善勧告・命令は適用しない。

なお、条例の特定工場等に関しては、同様の場合について1年間は適用しない。

# 振動規制

## 振動規制地域(旧)

見直し前は、次の表中の市町村内の一部地域のみ、規制地域



区 分 市町村名	特定工場等及び道路交通 振動区域区分		特定建設作業区域区分	
	1 種	2 種	1 号	2 号
熊本市				
八代市				
( 旧八代市 )				
( 旧 鏡 町 )				
人吉市				
荒尾市				
水俣市				
玉名市				
( 旧 玉名市 )				
天草市				
( 旧本渡市 )				
( 旧牛深市 )				

区 分 市町村名	特定工場等及び道路交通 振動区域区分		特定建設作業区域区分	
	1 種	2 種	1 号	2 号
山鹿市				
(旧山鹿市)				
菊池市				
(旧菊池市)				
合志市				
(旧合志町)				
(旧西合志町)				
宇土市				
宇城市				
(旧松橋町)				
富合町				
植木町				
大津町				
菊陽町				
嘉島町				
益城町				



## 見直し後は県内全市町村の全域が 振動規制地域

[変更理由]: 見直し前においても、規制の有無に関わらず、苦情が発生した場合には、ほとんどのケースで改善をお願いしておりました。今回の見直しでは、この際の行政指導の根拠を明確にし、快適な生活環境の保全を図りたいと考えております。

[規制地域]: 大部分の市町村が基本方針に沿った用途地域 = 規制地域の対応表通りの指定 (例外指定は以降ページの通り)

[規制対象]: 以降の表の通り

[規制基準]: 以降の規制基準表の通り  
(敷地境界線での規制)

## [振動規制法特定施設の種類]

### (1) 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)

(2) 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)(冷凍機に用いるものは除く。)

(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

(4) 織機(原動機を用いるものに限る。)

(5) コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)  
)並びにコンク

リート管製造機及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)

### (6) 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)

(7) 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)

(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)

(9) 合成樹脂用射出成形機 約0.74kWが1馬力(1PS)に相当します。

(10) 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

## [振動規制法特定建設作業の種類]

### 当該作業を開始した日に終わるものを除く

- (1) くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- (4) ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

# 振動規制

(1) 基準について・・・今回変更無し

(2) 規制地域の指定について・・・用途地域外に

ついて、現行の「土地利用状況に応じた規制」から、原則として**特定工場等は「第2種」、特定建設作業は「第1号」**に指定（騒音と同様原則として県内全域規制）

用途地域等	旧		変更	見直し後	
	振動の規制地域			振動の規制地域	
	工場	建設作業		工場	建設作業
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種	第1号	→	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種 第1号
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第2種			近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第2種
用途地域外	土地利用状況 に応じた規制	土地利用状況 に応じた規制		用途地域外	第2種 第1号
工業地域 工業専用地域	第2種	第2号		工業地域 工業専用地域	第2種 第2号
臨港地域、無人島	必要な場合 第2種	必要な場合 第2号		臨港地域、無人島	必要な場 合第2種 必要な場 合第2号

例外指定として、

用途地域外における工業団地の規制緩和(特定建設作業)

(第1号 第2号) 菊池市、宇土市

第2種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの周囲を規制強化(特定工場)(5db) 菊池市

工業地域・準工業地域の一部地域について規制維持もしくは規制強化 水俣市(維持)、八代市(強化)

臨港地区について規制区域指定 熊本市、八代市

用途地域外の一部地域を第1種指定維持(特定工場)  
熊本市

[振動 特定工場等]

時間 区域	昼間	午前8時から 午後7時まで	夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル		55デシベル	
第2種区域	65デシベル		60デシベル	

[振動 特定建設作業]

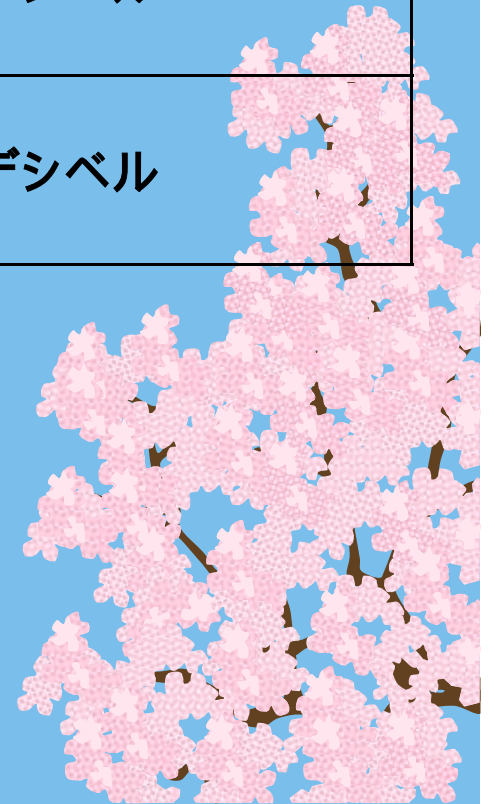
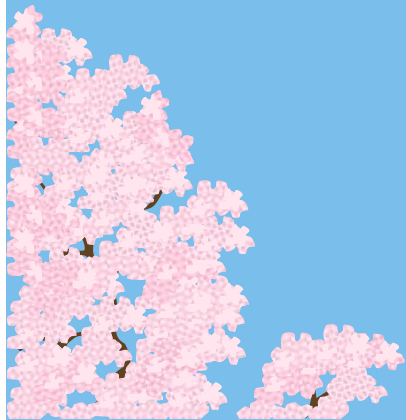
区域 規制種別	1 号 区 域	2 号 区 域
基準値	75デシベル	
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの 作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

特定建設作業の規制適用除外(上表の規制が除外される場合、印で示す)

項 目 工 事	作業 時間	1日当たり の 作業時間	作業期間	作業 日
(1) 災害その他非常事態発生時				
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事				
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		—	—	
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		—	—	
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	

## [道路交通振動の要請限度]

時間 区域	昼間	午前8時から 午後7時まで	夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル		60デシベル	
第2種区域	70デシベル		65デシベル	





震度	振動レベル	震度	振動レベル
0 無感	55 dB以下	中震	85 ~ 95 dB
微震	55 ~ 65 dB	強震	95 ~ 105 dB
軽震	65 ~ 75 dB	烈震	105 ~ 110 dB
弱震	75 ~ 85 dB	激震	110 dB

# 振動規制 規制地域指定方法の変更

用途地域と規制地域の連動  
振動規制地域の指定は、



これにより、用途地域が変更すると規制地域も自動変更  
ただし、用途地域による指定が出来ない場合は、大字、  
町単位、工業団地名等の名称によって指定。

## [注意事項その1]

新たに規制地域となった区域において、事業所・工  
事があり、別添の規制基準関連表に記載されている規  
制対象に該当する場合は、届出が必要となります。届  
出先は市町村環境所管課です。新たに規制区域となっ  
た既存の事業所の場合は、特定施設使用届出書(様式  
第2)によりご提出下さい。

届出様式は、県庁ホームページ 申請書・様式ダウンロード 環境関係申請  
([http://www.pref.kumamoto.jp/asp/AP\\_files/DepSecSearch.asp](http://www.pref.kumamoto.jp/asp/AP_files/DepSecSearch.asp))  
より入手できます。

**注意:特定建設作業においては、規制対象作業に該当する場合でも、作業を開始した日に終わるものは、対象外となります。**

振動規制法(以下「法律」)では、規制基準を超過し、  
なおかつ周辺の住民の生活環境が損なわれていると認  
められるときには、改善勧告・命令ができます。

**単に規制基準超過のみの理由では、法に基づく改善勧告や命令はできません。**

## 特定施設設置(使用)届出の記載例

工場又は事業場の名称	工場		整理番号		
工場又は事業場の所在地	市 町 番地		受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	の印刷		施設番号		
常時使用する従業員数	人		審査結果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。		備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
圧縮機		15kW	2	8:00	17:00
圧縮機		45kW	1	7:30	17:30
印刷機械		1.5kW	1	10:00	16:00

備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

施設配置図・工場等及びその付近の見取り図を別途添付

# 特定施設届出書記載にあたっての注意事項

## 特定施設の種類

法律で定められている特定施設の分類の内細分(イ、ロ、ハ等)までの区分を記入

## 特定施設的能力

特定施設の分類に能力(原動機の定格出力等)が記載されている場合は、その能力を記入

その他の施設については、

- ・液圧プレス、機械プレス及び鍛造機：呼び加圧能力(kN)
- ・織機：原動機の定格出力(kW)
- ・ドラムバーガー：ドラムの容積(m<sup>3</sup>)
- ・合成樹脂用射出成形機：1ショットの射出量(Kg)
- ・鋳型造型機：ジョルト容量(kg)

## 特定建設作業実施届出書の記載例

建設工事の名称	工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	ビル			
特定建設作業の種類	くい打機（バイブロハンマーを使用する作業）			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	くい打機 型			
特定建設作業の場所	市 町 番地			
特定建設作業の実施の期間	自 平成18年11月 1日		30 日間	
	至 平成18年11月30日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	24 日間	7 時間
	8:00	17:00		
振動の防止の方法	防振対策を具体的に記入すること。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	市 町 番地 (株) 会社 代表取締役	電話番号 ( )		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株) 建設 現場責任者	電話番号 ( )		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				電話番号
受 理 年 月 日				
審 査 結 果				

工事場所付近の見取り図、工程表を別途添付

# 特定施設届出書記載にあたっての注意事項その2

## 特定施設の振動の防止方法

吊基礎の設置、浮基礎の設置、直接支持基礎(板ばね、コイルバネ等を使用するもの)設置、空気バネの設置、防振ゴム、防振パット等。

また、実測、計算にて敷地境界で基準以下と判断される場合は防止措置不要であり、その旨を記載

防止方法については、出来る限り図面、表等を利用して記載する

発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺生活環境が損なわれると認められるときのみ、届内容の計画変更勧告が出来る。

例えば、基準を超過しても、周辺が空き地である等損なわれる生活環境の実態が無い場合においては、基準以下に抑える実益が無いと判断される

## 特定建設作業の振動の防止方法

掘削速度の低減、低振動工法採用、低振動型機械の使用等  
振動発生時間短縮も振動防止方法の1つ

## [注意事項その2]

工場等事業場(特定工場)への法的な改善勧告・命令の際には、小規模な事業者に対して配慮することとされています。

また、特定建設作業においても、建設工事の遅延により、公共性の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある場合は、法的な改善勧告・命令の際に配慮すること、及び公共性・緊急性の観点から、基準の適用除外規定があります。

法律(振動規制法)に基づく工場等事業場(特定工場)に対する改善勧告・命令は、新たに規制区域となつてから(もしくは規制基準が厳しくなつてから)、3年間は適用することができません(3年間の猶予期間)。



# 悪臭規制

## ～ 現行の悪臭規制地域 ～

[全地域規制をしている市町村]

荒尾市、城南町、長洲町、西原村(1市2町1村)

これら以外の市町村は市街地等の一部規制  
ただし、合併前では

[全地域規制をしていた合併前旧町村]

千丁町、旧東陽村、旧坂本村、旧岱明町、旧天水町、旧松橋町、旧豊野町、旧本渡市、旧中央町、旧蘇陽町

[無規制としていた合併前旧市町村]

旧横島町、旧清和村

## 悪臭規制域(見直し後)

以降は、現時点での検討内容です。  
市町村との協議内容によっては変更される可能性もあります。

H22.2月頃に見直しの予定。



県内全市町村において、全域が規制地域

[変更理由]: 現行でも規制の有無に関わらず、苦情が発生した場合には、ほとんどのケースで改善をお願いしております。今回の見直しでは、この際の行政指導の根拠を明確にし、快適な生活環境の保全を図りたいと考えております。

[規制対象]: **全ての事業場が対象**

[規制基準]: 県内全市町村の全域において、**現行と同じレベルの次の物質濃度規制基準** (通常、敷地境界線での規制)  
臭気指数導入無し

**また、事業場排水についての規制基準を次の通り追加**  
(法的に規制義務があるため)

# 排水についての悪臭規制

## ■ [規制内容]

- ・物質濃度規制の場合は、事業場敷地外に排出される排水中の特定悪臭物質濃度(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルについてのみ規制適用)
- 事業場敷地境界の地表での規制基準を基にして、基準値が定められる。

表  
物質濃度基準

悪臭物質 臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレールアルデヒド	基準
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	
3	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02	
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05	
施行年月日	S49.3.1				S53.4.1	S49.3.1	S53.4.1	H8.1.1				

悪臭物質 臭気強度	イソバレールアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	基準
2.5	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001	
3	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004	
3.5	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01	
施行年月日	H8.1.1					S53.4.1	H8.1.1	H3.6.1				

表 各臭気強度の官能レベル

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検地閾値)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値)
(2.5)	熊本県の規制基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

## [注意事項その1]

悪臭防止法(以下「法律」)では事業所による届出は必要ありません。

法律に基づく悪臭規制が設定されたことに対応して、悪臭防止施設を設置する必要はありませんが、これまで通り、事業場の悪臭が周辺環境に影響しないような配慮をお願いします。

法律では、規制基準を超過し、なおかつ不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときには、改善勧告・命令ができます。単に規制基準超過のみの理由では、法に基づく改善勧告や命令はできません。

## [注意事項その2]

苦情発生の際には、これまで通り、原因調査後、必要であれば何らかの改善をお願いすることとしております。万一、これら行政指導に全くご対応頂けず、明らかに住民の生活環境が損なわれていると判断される場合には、法律に基づく改善勧告や命令をすることも可能となります。

なお、法的に改善の勧告や命令を行う場合には、小規模な事業者に対して配慮することとされております。

法律(悪臭防止法)に基づく改善命令は、新たに規制区域となってから、1年間は適用することができません(1年間の猶予期間)。



# 悪臭規制地域の指定方法の変更

現行

地図で指定



見直し後

県内全域を規制地域

具体的な騒音・振動の規制地域等は県庁ホームページ  
の下記サイト

( <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/kanfo-info06.html> ) で確認できます。( 都市計画用途地域図  
とリンクしています ) 。

県庁ホームページ 県庁の組織でさがす 環境生活  
部 環境保全課 お知らせ 「騒音・振動規制区域  
等について(H21年5月1日見直し後規制区域施行)」

今後とも環境保全活動へのご協力を  
お願いします！

騒音・振動・悪臭の規制は、事業者の活動に配慮した法律



単に基準超過のみでは、法律上の勧告・命令は行えない

### 振動規制法からの抜粋

特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、

特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは

指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、

### 悪臭規制法からの抜粋

悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、

騒音・振動・悪臭規制における命令では、直接、施設停止の強制措置を執ることは想定外。さらに小規模事業者への配慮も法律に明記

これに対し水質汚濁防止法(例として)では

排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、



基準超過 = 命令対象



特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる

騒音・振動の届出に関する変更命令について



単に基準超過のみでは、法律上の勧告は行えない

振動規制法からの抜粋(騒音規制法・条例についても同じ)

特定工場等に関する届出

(計画変更勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

特定建設作業についてはについては計画変更勧告に関する規定無し

# 悪臭規制

## (1) 基準について

- ) 現行の単一規制基準から、「A基準(現行レベル)」、「B基準(現行より緩やかなレベル)」、「C基準(Bよりもさらに緩やかなレベル)」の3段階基準に変更する。
- ) 希望する市町村について、物質濃度規制(アンモニア等22物質の濃度で規制)に変えて新たに**臭気指数規制(人の嗅覚に基づく規制)**を導入する。

「A基準」、「B基準」、「C基準」の物質濃度基準、  
臭気指数基準は次の通り(表4, 5)



## 悪臭規制 その2

### ) 臭気指数規制基準

表5の**規制基準範囲内の上限値**を規制値として設定する(環境庁通知)。ただし、導入地域の悪臭発生事業場等の苦情状況、立地状況、悪臭物質の排出状況等を勘案し、表中の規制基準の範囲内の最も適切な規制値を当該地域について設定することができる。

### ) 臭気指数規制の適用地域

臭気指数規制導入にあたっては**当該市町村における1区域のみ**の適用も可とする。

## 悪臭規制 その3

### (2) 規制地域の指定について

規制地域を現行の単一規制から、「A地域」、「B地域」、「C地域」の3種に分け、

- ・「A地域」については「A基準」(現行と同じ)を適用
- ・「B地域」については「B基準」を適用
- ・「C地域」については「C基準」を適用

原則県内全域「A地域(現行基準)」とし、次の例外的地域について、「B地域」、「C地域」を指定する。





## [騒音規制法 特定施設の種類の種類]

### 1 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

### 5 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

### 7 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

## [騒音規制法 特定建設作業の種類]

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が $0.45\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

**当該作業を開始した日に終わるものを除く**

[県条例騒音特定施設の種類]

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石材切断機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木材加工機械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上15kW未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	同上
ハ かん な 盤	原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。
4 鋳造型機	ジョルト式を除く。
5 圧縮機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
6 送風機	原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
8 バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当り20ℓ以上のものに限る。
9 脱水機	原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

[県条例騒音特定建設作業の種類]

当該作業を開始した日に終わるものを除く

特 定 建 設 作 業		内 容
1	コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
2	パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	法施行令別表第2第6号から第8号を除く。
3	鋼球を使用する作業	

[県条例騒音特定作業の種類]

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ0.5mm以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 かん 作 業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立 て 作 業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属 の 研 磨 作 業	〃
高速切断機（研削砥石を 使 用 す る もの）による金属の切断 作 業	〃
チェーンソーによる木材の 切 断 作 業	原木の伐採作業を除く。

騒音規制法における特定建設作業の規制適用除外(上表の規制が除外される場合、印で示す)

項 目 工 事	作業 時 間	1日の当 た り の 作 業 時 間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時				
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事				
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		—	—	
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		—	—	
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	

## 条例に基づく音響機器に関する騒音の規制基準

時間 区域	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 で 夕 午前6時から午前8時 午後7時から午後10時 まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前 6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	35デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	45デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

## 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 午前6時から 午後10時まで	夜 午後10時から 翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル



## 騒音レベルの代表例

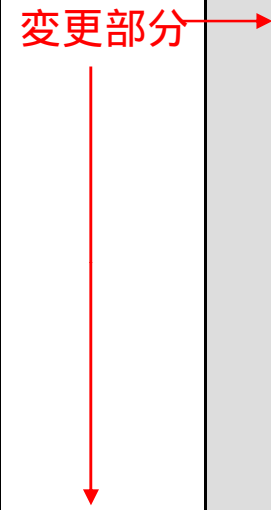
騒音の程度	騒音レベル	騒音の程度例
会話不可能	120dB	最大可聴値 航空機のエンジン近く 騒音の激しい地下鉄の駅
	110dB	工場サイレンの近く
	100dB	列車が通過する時の高架下 地下鉄車内、電車の駅
	90dB	機械作業場、空調機械室、印刷工場内
会話困難	80dB	交差点、マーケット、国道
会話に少し大きな声が必要	70dB	劇場、百貨店、銀行のロビー、騒がしい事務所
楽に会話ができる	60dB	レストラン、大きな商店、ホテルのロビー 普通の会話 都市周辺住宅地、事務所内
	50dB	劇場、映画館の観客のざわめき
	40dB	一般の住宅（平均値） 静かな住宅地
	30dB	郊外 ラジオ放送スタジオ
	20dB	木の葉がすれ合う音
	10dB	ささやき声
	0dB	最小可聴値

参考  
現行対応表

用途地域	規制地域				騒音に係る 環境基準の 地域の類型	
	騒音		振動			悪臭
	工場	建設作業	工場	建設作業		
第1種低層住居専用地域	第1種	第1号	第1種	第1号	住民の 生活環境 を保全す るため、 悪臭を 防止する 必要があ ると認め る地域	AA類型 A類型
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域	第2種					
第2種中高層住居専用地域						
第1種住居地域						
第2種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域	第3種		第2種			
商業地域						
準工業地域						
用途地域外		土地利用 状況に応 じた規制	土地利用 状況に応 じた規制	C類型		
工業地域、工業専用地域	第4種	第2号	第2種		第2号	
臨港地域、無人島	必要な場 合第4種	必要な場 合第2号	必要な場 合第2種	必要な場 合第2号	対象外	

参考  
見直し後  
対応表

用途地域	規制地域				騒音に係る 環境基準の 地域の類型									
	騒音		振動			悪臭								
	工場	建設作業	工場	建設作業										
第1種低層住居専用地域	第1種	第1号	第1種	第1号	A区域	AA類型 A類型								
第2種低層住居専用地域														
第1種中高層住居専用地域	第2種		第1号	第2種		第1号	A区域	B類型						
第2種中高層住居専用地域														
第1種住居地域														
第2種住居地域														
準住居地域														
近隣商業地域	第3種								第1号	第2種	第1号	A区域	C類型	
商業地域														
準工業地域														
用途地域外	第3種	第1号			第2種			第1号		A区域				
工業地域														第4種
工業専用地域														
臨港地域、無人島	必要な場合 第4種		必要な場合 第2号	必要な場合 第2種	必要な場合 第2号	必要な場合 C区域	対象外							



# 融資制度について

## 熊本県産業活性化資金融資制度要項

[融資対象] 生活環境保全施設等の整備及びISO取得等による経営基盤の強化等

[融資限度額] 1企業当たり5000万円以内、1組合当たり1億円以内

[融資利率] 年2.55%以内

所管：経営金融課)